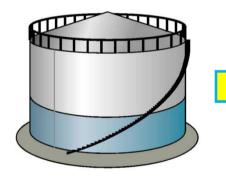
有害物質貯蔵指定施設とは・・・

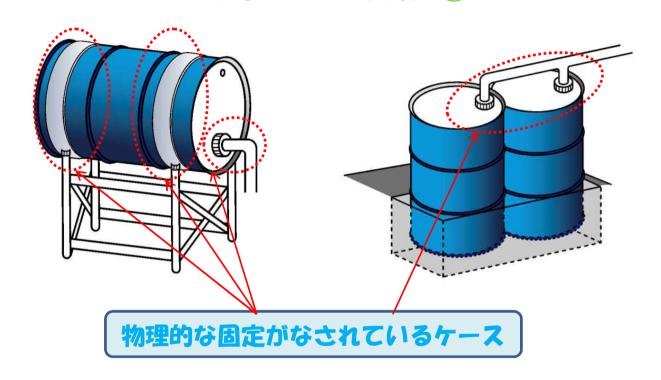
<u>有害物質を含む液状の物を貯蔵する</u>指定施設であって、 当該施設から<u>有害物質を含む水が地下に浸透するおそ</u> れがある施設です。

対象となる施設①



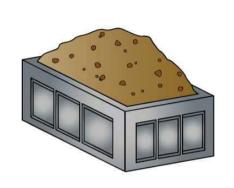
- ◆有害物質を貯蔵することを目的とするタンク等
 - ・<u>有害物質が含まれる水が液状で漏えいする</u> ような施設が対象
- ◆有害物質の濃度でもって限定することは困難であるため、<u>濃度による区分等は定められていない。</u> 微量であっても有害物質が含まれる水を貯蔵する場合は規制の対象となる。
 - 例)カドミウムを含む廃液のタンクで、カドミウムを除去するために いったん貯蔵しておく場合等

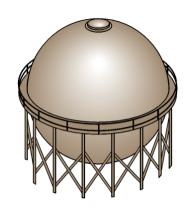
対象となる施設②



- ◆「施設」とは工場・事業場に一定期間設置されるものをいうため、 常時移動させながら使用するものは該当しない。 (常時移動させながら使用するドラム缶や一斗缶、ポリタンク等 は除かれる。)
- ◆ドラム缶等でも有害物質貯蔵指定施設に該当する場合がある。 一定期間、一定の場所に物理的に固定して使用するケース

有害物質貯蔵指定施設に該当しない場合①

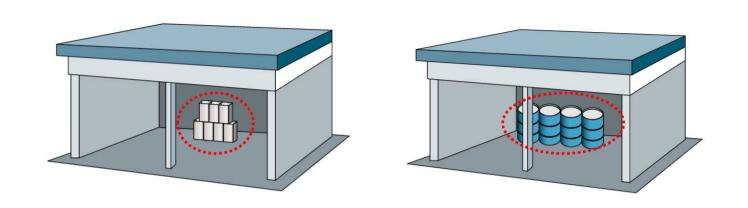




有害物質を気体または固体の状態で保存しているケース

- ◆有害物質を固体または気体の状態で貯蔵している場合 漏えいした段階で、温度や圧力の変化によって液状になる有害物質を貯蔵して いるような場合でも対象にはならない。
- ◆液状の物を貯蔵していても、対象外となる場合がある。 漏えいした段階(常温・常圧)で気化するような有害物質を貯蔵している施設は 対象にはならない。
- ◆貯蔵している物質に、<u>不純物として有害物質が含まれる場合</u> 例)ガソリンに含まれるベンゼン等

有害物質貯蔵指定施設に該当しない場合②



- ◆ドラム缶や一斗缶、ポリタンクをそのまま置いておく場合
 - →常時移動させながらの使用に該当するため、届出の義務や 構造等に関する基準は適用されない。
- ◆ただし、ドラム缶や一斗缶から漏えいして地下水汚染をした事例もあることから、<u>今回の改正法の対象ではないが、漏えいの防止</u>及び漏えいした際に地下浸透しないための対策が必要。